

岡崎市民病院食堂出店者募集要項

令和6年3月

岡崎市民病院施設課

1 趣旨

岡崎市民病院は、職員及び病院利用者の利便性向上を目的とし、本棟1階の所定の場所に食堂を設置しています。この目的を達成するため、市民病院が提示する諸条件に従い、食堂経営に豊富な経験と能力を有する方で、令和6年4月より出店を希望する方を募集します。

2 出店場所

名称	岡崎市民病院
所在	岡崎市高隆寺町字五所合3番地1
病床数	680床
患者数	入院512人 外来1,333人（令和4年度実績1日あたり）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
出店場所	本棟1階（平面図等参照）

3 職員数

職員数 約1,500人（嘱託職員含む）

4 使用面積

90.20 m²

※ 別図参照

5 出店条件

(1) 出店（使用）方法

地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「目的外使用」という。）となります。

(2) 使用期間

使用期間は、令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間とします。

ただし、5年経過時に、良好な実績をあげており、かつ、市及び出店者双方に継続の意向がある場合は、さらに5年間の使用を可能とします。

(3) 営業開始年月

令和6年4月から

営業開始時については、出店者決定後の協議としますが、遅くとも令和6年5月6日（月）には営業を開始してください。

(4) 営業時間

営業時間：午前8時から午後7時まで

(5) 営業種目、取扱品目、単価等

昼食用メニューを主体として自由に提案してください。

提案については出店者決定後、再度、協議することがあります。

(6) 光熱水費

厨房における電気・上下水道・ガスの経費については、出店者負担とします。

(7) 使用料

出店者の提示金額（市民病院提示の最低使用料額以上の額）となります。

(8) 内装

厨房・飲食スペース等の内装は原則、現状のままとし、変更等はできません。

(9) 厨房機器

厨房機器は市民病院で設置済です。原則、変更等はできませんが、出店者の費用負担により、それ以外の機器設置を希望するときは、市民病院と協議することとします。

(10) 飲食スペース

市民病院でテーブル・椅子等を設置済です。原則、変更等はできませんが、必要に応じ、市民病院と協議することとします。

(11) 食器類をはじめ、レストラン運営に必要なもので、上記以外のは出店者負担となります。

(12) 厨房機器等の修繕・管理

市民病院が設置した厨房機器等の備品については、無償貸与としますが、修繕、追加補修等は出店者の負担とします。修繕不可となった機器の更新費用は出店者に求めませんが、市民病院で更新ができないことがあります。

(13) ごみの処理

出店者負担となります。

(14) 清掃費

出店者負担となります。

(15) 飲食スペースの消毒・衛生管理

飲食スペースの椅子・机、洗面所、その他手で触れる場所等の消毒・清掃については、出店者で行ってください。また、床の食べこぼしや汚れ等の衛生管理についても、出店者で行ってください。

(16) 感染症対策

出店者で厨房等を定期的に消毒する等、感染症拡大防止対策を行ってください。従事者の感染症対策も行ってください。

(17) 保健所許可事務

飲食店の営業許可等については出店者による申請となります。

(18) 自動販売機

飲料等の自動販売機については、自らが直接設置（自動販売機業者に維持管理を行わせず、商品を自ら仕入れ、商品補充等も自ら行うことをいう。）する場合に限

り、券売機等設置スペースに設置することができます。

(19) その他

出店者は、食堂の営業に関する衛生、安全、設備及び備品管理についての全責任を負うこととします。

災害発生時は、防災拠点である市民病院のレストランとして、協力をお願いすることとなります。

今回の募集で使用許可をする場所（厨房及び券売機等設置スペース）は、市民病院内食堂の営業以外の目的では使用できません。

6 応募資格

食堂の出店希望者の資格は、次の要件を満たしていることとします。

- (1) 市民病院内に設置する食堂の趣旨を理解し、出店に意欲ある者であること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 食堂形式の飲食業を令和5年12月1日現在、継続して3年以上営業している法人又は個人であること。
- (4) 市県民税、所得税及び法人税を完納していること。
- (5) 保健所の飲食店の営業許可を受けていること。
- (6) 市民病院でのレストラン営業開始時に従業員（業務に従事している店主等を含む）を5名以上有していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (9) 自身又は自社等の役員が、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものではないこと。

7 応募手続

出店希望者は申込期日までに、提出書類一覧に記載の各書類を作成し、予め担当者に連絡のうえ、土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで（ただし、3月13日については、午後4時15分まで）に申込書類を持参してください。

※ 提出された書類は、返却しません。

8 申込期間

令和6年3月6日（水）から令和6年3月15日（金）午後4時15分まで。

9 出店者の決定

- (1) 応募者から提出された書類により、市民病院が実施能力等の審査を行い、出店者を決定します。
 - * 提案のあった使用料の多寡のみで決定するわけではありません。
 - * 提案に関するプレゼンテーションや試食会は実施しません。あくまで書類審査によって決定します。
- (2) 出店者の決定は令和6年3月下旬を予定しています。
- (3) 結果は応募者全員に通知します。結果や審査の内容についての問い合わせには応じられません。

10 提出書類

別紙 提出書類一覧のとおり

11 申込み・問合せ先

〒444-8553

岡崎市高隆寺町字五所合3番地1

岡崎市民病院事務局施設課 管理係 佐藤

☎(0564)66-7007・FAX(0564)25-2913

提出書類一覧

	名 称	備 考
提出書類	①市民病院内食堂出店者公募参加 申込書兼誓約書（様式1）	
	②役員名簿（様式2）	
	③営業の概要（様式3）	
	④出店の状況（様式4）	
	⑤出店企画書Ⅰ（様式5）	
	⑥出店企画書Ⅱ（様式6）	
	⑦使用料予定額（様式7）	
	⑧履歴書	代表者のみ
	⑨営業許可証（写）	飲食店営業許可証（許可期間内に申込み日が含まれているもの）
	⑩納税証明書（市県民税・所得税・法人税）	1か月以内のもの
	⑪法人商業登記簿	3か月以内のもの
	⑫決算報告書	直近3か年分

『①市民病院内レストラン出店者応募申込書』を表紙とし、提出書類を綴る等、一纏めにしてください。

正1部、副4部ご提出ください（副本は写し可）。

● 市民病院が定める最低使用料額

下記金額以上の額で使用料をご提案ください。

年額 金 8 1 6 , 7 4 4 円

* 光熱水費を除いた額